ウイルスチェックサービス利用規約

実施　平成13年4月6日

目次

第１章　総則
第１条 本規約の目的
第２条 本規約の範囲
第３条　本規約の変更
第３条の２ 本規約の公表
第４条 定義
第２章 ウイルスチェックサービスの種類等
第５条　ウイルスチェックサービスの種類
第３章　ウイルスチェックサービスの提供
第６条 ウイルスチェックサービスの提供範囲
第４章 契約
第１節 削除
第７条 削除
第８条 削除
第９条 削除
第９条の２ 削除
第 10 条　削除
第 11 条　削除
第 12 条 削除
第 13 条 削除
第 14 条 削除
第 15 条 削除
第２節　削除
第 16 条 削除
第 17 条 削除
第 18 条 削除
第 19 条 削除
第 20 条 削除
第 21 条　削除
第３節　削除
第 21 条の２ 削除
第 21 条の３ 削除
第 21 条の４ 削除
第 21 条の５ 削除
第 21 条の６　削除
第３節の２ 削除
第 21 条の７ 削除
第 21 条の８　削除
第 21 条の９ 削除
第 21 条の 10 削除
第 21 条の 11　削除
第 21 条の 12　削除
第 21 条の 13　削除

第３節の３　削除
第 21 条の 14　削除
第 21 条の 15　削除
第 21 条の 16　削除
第 21 条の 17　削除
第 21 条の 18　削除
第３節の４ 削除
第 21 条の 19 削除
第 21 条の 20　削除
第 21 条の 21　削除
第 21 条の 22　削除
第 21 条の 23　削除
第 21 条の 24　削除
第３節の５ 第７種ウイルスチェックサービスに係る契約
第 21 条の 25 契約の単位
第 21 条の 26　第７種契約申込みの方法
第 21 条の 27　第７種契約申込みの承諾
第 21 条の 28　当社が行う第７種契約の解除
第 21 条の 29　その他の提供条件
第４節 削除
第 22 条 削除
第 23 条 削除
第 24 条 削除
第 25 条 削除
第５章 禁止行為
第 26 条　削除
第 27 条 著作権等
第６章 利用中止等
第 28 条 利用中止
第 29 条 利用停止
第 30 条 接続休止
第 31 条 利用の制限
第７章　料金等
第 32 条 料金及び工事に関する費用
第 33 条 利用料金の支払い義務
第 34 条 工事費の支払い義務
第 34 条の２ 料金の計算方法等
第 34 条の３ 割増金
第 34 条の４ 延滞利息
第８章 損害賠償
第 35 条 責任の制限
第９章 雑則
第 36 条 利用に係る契約者の義務
第 37 条 契約者に対する通知
第 38 条 法令に規定する事項
第38条の２ 個人情報の取扱い
第 39 条 紛争の解決
第 40 条　閲覧
第 10 章　附帯サービス
第 41 条 利用権に関する事項の証明料金表
通則
第１表　料金
第２表 工事に関する料金附則

■ウイルスチェックサービス利用規約

第１章　　総則

（本規約の目的）

第１条　本規約は、NTTドコモビジネス株式会社（以下「当社」といいます。以下同じとします。）が提供するウイルスチェックサービスの利用について定めます。

２　ウイルスチェック契約者（以下「契約者」といいます。以下同じとします。）は、本規約を誠実に遵守するものとします。

（本規約の範囲）

第２条　本規約は契約者と当社との間のウイルスチェックサービスに関する一切の関係に適用します。

２　当社がウイルスチェックサービスの円滑な運用を図るため必要に応じて契約者に通知するウイルスチェックサービスの利用に関する諸規程は、本規約の一部を構成するものとします。

（本規約の変更）

第３条　当社は本規約を変更することがあります。当該変更を行うときは、当該変更後の本規約の内容及びその効力発生時期を、当社のWebサイト上（https://www.ntt.com/about-us/disclosure/tariff.html）への掲載その他の適切な方法により周知します。

２　本規約の変更の効力が発生した後、契約者が、特段の申し出なく、本サービスを利用したとき、利用料金を支払ったとき、その他当該変更に特段の異議無く承諾したものと当社が判断したときは、かかる変更に同意したものとみなし、特に断りの無い限り料金その他の提供条件は変更後の規約によります。

（本規約の公表）

第３条の２　当社は、当社のWebサイト上（https://www.ntt.com/about-us/disclosure/tariff.html）への掲載その他の適切な方法により、本規約を公表します。

（定義）

第４条　本規約において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用　　語	定　　義
１ ウイルスチェックサービス	本規約第６条に規定する当社が別に定めるコンピュータウイルス対策ソフト又はオンラインスキャンプログラムにより、電子メールメッセージの添付ファイル等又は自営端末設備に含まれるコンピュータウイルスを検知、駆除するサービス
２ ウイルスチェックサービス取扱所	(1)　ウイルスチェックサービスに関する業務を行う当社の事業所 (2)　当社の委託によりウイルスチェックサービスに関する契約事務を行う者の事業所
３ コンピュータウイルス	第三者のプログラムやデータベースに対して意図的に何らかの被害を及ぼすように作られたプログラムであり、次の機能を一つ以上有するもの。 (1)　自己伝染機能 自らの機能によって他のプログラムに自らをコピーし又はシステム機能を利用して自らを他のシステムにコピーすることにより、他のシステムに伝染する機能。 (2)　潜伏機能 発病するための特定時刻、一定時間、処理回数等の条件を記憶させて、発病するまで症状を出さない機能。 (3)　発病機能 プログラム、データ等のファイルの破壊を行なったり、設計者の意

	図しない動作をする等の機能。
４ 削除	削除
５　ウイルスチェック契約	当社からウイルスチェックサービスを受けるための契約
６　ウイルスチェック契約者	当社とウイルスチェック契約を締結している者
７　削除	削除
８　削除	削除
９　削除	削除
10　削除	削除
11　削除	削除
12　削除	削除
13　第７種契約	当社から第７種ウイルスチェックサービスの提供を受けるための契約
14　第７種契約者	当社と第７種契約を締結している者
15　削除	削除
16　削除	削除
17　ウイルスパターンファイル	コンピュータウイルスを検知するため、各々のウイルスの特徴をパターンとしてまとめたもの
18 ホスティングサービス	当社のＩＰ通信網サービス契約約款及び料金表に規定する第８種ホスティングサービス
19　ホスティング契約	当社からホスティングサービスの提供を受けるための契約
20　ホスティング契約者	当社とホスティング契約を締結している者
21 ホスティング契約者識別符号	ホスティング契約者を識別するための英字及び数字の組合せであって、ホスティング契約に基づいて当社がホスティング契約者に割り当てるもの

第２章　　ウイルスチェックサービスの種類等

（ウイルスチェックサービスの種類）

第５条　ウイルスチェックサービスには、次の種類があります。

種　　類	内　　容
第７種ウイルスチェックサービス	第８種ホスティング契約に対して提供するもの

第３章　　ウイルスチェックサービスの提供

（ウイルスチェックサービスの提供範囲）

第６条　当社は、ウイルスチェックサービスに係る電子メールメッセージ等の送信又は受信の際、当該電子メールメッセージ等に含まれるコンピュータウイルス（以下「ウイルス」と言います。以下同じとします。）について、当社が別に定めるソフトウェアを用いてウイルスの検知及び駆除を行います。ただし、駆除可能なウイルスは、ウイルスの検知及び駆除の実施時における、当社が別に定めるウイルスパターンファイルにより対応可能なウイルスとします。

２　削除

３　削除

４　削除

（注）　本条第１項に規定する当社が別に定めるソフトウェアとはProofpoint, Incが提供する「Cloudmark Security Platform for E-mail」とします。

（注）　本条第１項に規定する当社が別に定めるウイルスパターンファイルとは、Proofpoint, Incが提供する「Cloudmark Security Platform for E-mail」で提供されるウイルスパターンファイルとします。

第４章　　契約

第１節　削除

第７条　削除

第８条　削除

第９条　削除

第９条の２　削除

第10条　削除

第11条　削除

第12条　削除

第13条　削除

第14条　削除

第15条　削除

第２節　削除

第16条　削除

第17条　削除

第18条　削除

第19条　削除

第20条　削除

第21条削除

第３節　削除

第21条の２　削除

第21条の３　削除

第21条の４　削除

第21条の５　削除

第21条の６　削除

第３節の２　削除

第21条の７　削除

第21条の８　削除

第21条の９　削除

第21条の10　削除

第21条の11　削除

第21条の12　削除
第21条の13　削除

第３節の３　削除
第21条の14 削除
第21条の15　削除
第21条の16 削除
第21条の17 削除
第21条の18　削除

第３節の４　削除
第21条の19　削除
第21条の20　削除
第21条の21　削除
第21条の22　削除
第21条の23　削除
第21条の24　削除

第３節の５　第７種ウイルスチェックサービスに係る契約

（契約の単位）
第21条の25　当社は、１の第８種ホスティング契約につき１の第７種契約を締結します。この場合、第７種契約者は、１の第７種契約につき１人に限ります。

（第７種契約申込みの方法）
第21条の26　第７種契約の申込みをするときは、本規約の内容を承諾したうえで、申込みの内容を特定するために必要な事項について記載した申込書を契約事務を行うウイルスチェックサービス取扱所に提出して頂きます。
２　当社は、自署捺印、運転免許証その他の公的機関が発行する身分証明書の提示又はその写しの提出等を求めることがあります。

（第７種契約申込みの承諾）
第21条の27　当社は第７種契約の申込みがあった場合には、受け付けた順序に従って承諾します。
２　当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その第７種契約の申込みを承諾しないことがあります。
(1)第７種契約の申込みをした者がその契約に係る第８種ホスティング契約者と同一の者とならないとき。
(2)第７種ウイルスチェックサービスを提供することが技術上著しく困難なとき。
(3)第７種契約の申込みをした者がＩＰ通信網サービス又は第７種ウイルスチェックサービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
(4)第７種契約の申込みをした者が、第29条（利用停止）第１項各号の規定のいずれかに該当し、ＩＰ通信網サービス若しくは第７種ウイルスチェックサービスの利用を停止されている又はＩＰ通信網契約若しくは第７種契約の解除を受けたことがあるとき。
(5)第７種契約の申込みをした者が、申込みにあたり虚偽の内容を記載した申込書を提出したとき。
(6)第７種契約の申込みをした者が、第５章（禁止行為）に定める行為をする恐れがあると当社が判断したとき。
(7)その他当社のウイルスチェックサービスに係る業務の遂行上著しい支障があるとき。

（当社が行う第７種契約の解除）
第21条の28　当社は、第29条（利用停止）の規定により第７種ウイルスチェックサービスの利用停止をされた第７種契約者が、なおその事実を解消しない場合は、その第７種契約を解除することがあります。
２　当社は、第７種契約者が第29条第１項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社のウイルスチェックサービスに係る業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、第７種ウイルスチェックサービスの利用停止をしないでその第７種契約を解除することがあります。
３　当社は、前２項のほか、第７種契約に係る第８種ホスティング契約が解除された場合その第７種契約を解除

することがあります。
４　当社は、前３項の規定により、その第７種契約を解除しようとするときは、あらかじめ第７種契約者にそのことを通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでありません。

（その他の提供条件）
第21条の29　届出事項の変更、第７種契約者の地位の承継、第７種契約者の氏名等の変更、第７種契約に基づく権利の譲渡及び第７種契約者が行う第７種契約の解除に関する取扱いについては、第１種契約の場合に準ずるものとします。

第４節　削除

第22条　削除
第23条　削除
第24条　削除
第25条　削除

第５章　禁止行為

（営業活動の禁止）
第26条 削除

（著作権等）
第27条　ウイルスチェックサービスにおいて当社が契約者に提供する一切の著作物（本規約、インタフェース条件資料、各種ソフトウェア、取扱いマニュアル等を含みます）に関する著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）及び著作者人格権（著作権法第18 条から第20 条の権利をいう）並びにそれに含まれるノウハウ等の一切の知的所有権は、当社又は当社が別に定める者に帰属するものとします。
２　契約者は、前項の提供物を以下のとおり取り扱うものとします。
(1)　ウイルスチェックサービスの利用目的以外に使用しないこと。
(2)　複製・改変・編集等を行わず、また、リバースエンジニアリング、逆コンパイル又は逆アセンブルを行わないこと。
(3)　営利目的の有無を問わず、第三者に貸与・譲渡・担保設定等しないこと。
(4)当社又は当社が別に定める者が表示した著作権表示を削除又は変更しないこと。
(5)　本条の規定は、ウイルスチェックサービス利用契約の終了後も効力を有するものとします。
（注）本条第１項、第２項で当社が別に定める者とは、著作物の著作権等を有する者とします

第６章　利用中止等

（利用中止）
第28条　当社は、次の場合には、ウイルスチェックサービスの利用を中止することがあります。
(1)　当社の設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
(2)　ウイルスチェックサービスに係る電気通信サービスが利用できない状態にあるとき。
(3)　天災、事変、その他の非常事態が発生し、もしくは発生するおそれがあるとき。
(4)　ウイルスチェックサービスが正常に動作せず、ウイルスチェックサービスを継続して提供することが著しく困難であるとき。
２　当社は、前項の規定によりウイルスチェックサービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことを契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでありません。

（利用停止）
第29条　当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、ウイルスチェックサービスの利用を停止する事があります。
(1)　料金その他の債務について、支払い期日を経過してもなお支払わないとき。
(2)ＩＰ通信網サービスに係る料金の支払いがないとき。
(3)　第10条（届出事項の変更）、第27条（著作権等）又は第36条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反したとき。

(4)　前３号のほか、この規約に反する行為であって、ウイルスチェックサービス又はＩＰ通信網サービスに関する当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがある行為をしたとき。

２　当社は、前項の規定によりウイルスチェックサービスを停止するときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。

ただし、緊急やむをえない場合は、この限りではありません。

（接続休止）

第30条　当社は、本規約第６条に規定する当社が別に定めるソフトウェアを提供する会社が事業の休止等により、契約者がウイルスチェックサービスを全く利用できなくなったときは、ウイルスチェックサービスについて接続休止（一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）とします。

ただし、そのウイルスチェックサービスについて、契約者からウイルスチェック契約の解除の通知があったときは、この限りでありません。

２　当社は、前項の規定により、接続休止しようとするときは、あらかじめ、その契約者にそのことを通知します。

３　第１項の接続休止の期間は、その接続休止をした日から起算して１年間とし、その接続休止の期間を経過した日において、その契約は解除されたものとして取り扱います。この場合、その契約者にそのことを通知します。

（利用の制限）

第31条　当社は、ＩＰ通信網サービス契約約款に規定する通信利用の制限等があったときは、ウイルスチェックサービスの制限（天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生する恐れがあるときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信、又は公共の利益のため緊急を要する通信を優先的に取り扱うため、通信の利用を制限する事をいいます。）を行うことがあります。

第７章　料金等

（料金及び工事に関する費用）

第32条　当社が提供するウイルスチェックサービスの料金は、料金表第１表（料金）に規定する利用料金とします。

２　当社が提供するウイルスチェックサービスの工事に関する費用は、工事費とし、料金表第２（工事に関する費用）に定めるところによります。

（利用料金の支払い義務）

第33条　当社が提供するウイルスチェックサービスの料金は、利用料金とし、料金表第１表（料金）に定めるところによります。

２　契約者は、その契約に基づいて当社がウイルスチェックサービスの提供を開始した日（第７種ウイル スチェックサービスにあっては、提供を開始した日とそのホスティングサービスの提供を開始した日が 同一の料金月に属する場合は翌料金月の初日とします。）から起算して、契約の解除があった日の前日 までの期間（提供を開始した日と解除又は廃止のあった日が同一の日である場合は、１日間とします。）について、料金表第１（料金）に規定する利用料金の支払いを要します。

３　前項の期間において、ウイルスチェックサービスを利用することができない状態が生じたときの基本料金の支払いは、次によります。

(1)　利用停止があったときは、契約者は、その期間中の利用料金の支払いを要します。

(2)　前号の規定によるほか、契約者は、次の場合を除き、ウイルスチェックサービスを利用できなかった期間中の基本料金の支払いを要します。

区　　別	支払いを要しない料金
１　契約者の責めによらない理由により、そのウイルスチェックサービスを全く利用できな	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）に

い状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合（２欄又は３欄に該当する場合を除きます。）にそのことを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。	ついて、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのウイルスチェックサービスについての料金。
２　当社の故意又は重大な過失によりそのウイルスチェックサービスを全く利用できない状態が生じたとき。	そのことを当社が知った時刻の利用できなかった時間について、その時間に対応するそのウイルスチェックサービスに関する料金
３ ウイルスチェックサービスの接続休止をしたとき。	接続休止をした日から起算し、再び利用できる状態にした日の前日までの日数に対応するそのウイルスチェックサービスについての料金

４ 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

５　前項の場合において、１以上の料金月（１の歴月の起算日（当社が契約毎に定める毎歴月の一定の日をいいます。）から次の歴月の起算日の前日までの間をいいます。以下同じとします。）の料金が重複して支払われた結果、過払い金が発生したときは、当社はそれ以後の料金月の料金でその過払い金を相殺して返還することがあります。

（工事費の支払義務）

第34条　ウイルスチェック契約の申込み又は種類若しくは区分の変更の請求をし、その承諾を受けたときは、契約者は、料金表第２表（工事に関する費用）に規定する工事費の支払いを要します。

ただし、工事の着手前にその契約の解除、その工事の請求の取消しがあった場合は、この限りでありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。

２　工事の着手後完了前に解除があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して 解除等あったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

（料金の計算方法等）

第34条の２　料金の計算方法並びに料金及び工事に関する費用の支払方法は、料金表通則に定めるところによります。

（割増金）

第34条の３　契約者は、料金又は工事に関する費用の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の２倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として支払っていただきます。

（延滞利息）

第34条の４　契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。

ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りでありません。

（注）本条に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。

第８章　　損害賠償

（責任の制限）

第35条　当社は、ウイルスチェックサービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、そのウイルスチェックサービスが全く利用できない状態（ウイルスチェックサービスに著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。

２　前項の場合において、当社はウイルスチェックサービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する料金の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

３　契約者がウイルスチェックサービスの利用により第三者（他の契約者を含みます）に対し損害を与えた場合、契約者は、自己の責任でこれを解決し、当社にいかなる責任も負担させないものとします。

４　当社は、ウイルスチェックサービスの利用により生じる結果について、契約者その他のいかなる者に対しても、ウイルスチェックサービスの提供に必要な設備の不具合・故障、第三者による不正侵入、商取引上の紛争、その他の原因を問わず、いかなる責任も負担しないものとします。

５　第1 項の場合において、当社の故意又は重大な過失によりウイルスチェックサービスを提供しなかったときは、第2 項の規定は適用しません。

第９章　　雑則

（利用に係る契約者の義務）

第36条　契約者は、次のことを守っていただきます。

(1)　当社又は第三者の著作権その他の権利を侵害する行為をしないこと。

(2)　ウイルスチェックサービスによりアクセス可能な当社又は第三者の情報を改ざん、消去する行為をしないこと。

(3)　第三者になりすましてウイルスチェックサービスを利用する行為をしないこと。

(4)　意図的に有害なコンピュータプログラム等を送信しないこと。

(5)　当社の設備に無権限でアクセスし、又はその利用若しくは運営に支障を与える行為をしないこと。

(6)　本人の同意を得ることなく、又は詐欺的な手段により第三者の個人情報を収集する行為をしないこと。

(7)その他、法令、この契約約款若しくは公序良俗に反する行為、サービスの運営を妨害する行為、当社の信用を毀損する行為、又は当社若しくは第三者に不利益を与える行為をしないこと。

(8)　その他前各号に該当する恐れのある行為又はこれに類する行為を行わないこと。

２　契約者は、前項の規定に違反してウイルスチェックサービスに係る当社の設備等をき損したときには、当社が指定する期日までにその修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。

（契約者に対する通知）

第37条　契約者に対する通知は、当社の判断により、以下のいずれかの方法で行うことができるものとします。

(1)当社のＷｅｂサイト上に掲載して行います。この場合は、掲載された時をもって、全ての契約者に対し通知が完了したものとみなします。

(2)　契約者が利用申込の際又はその後に当社に届け出た契約者の電子メール宛てに電子メールを送信し、あるいはＦＡＸ番号宛にＦＡＸを送信して行います。この場合は、契約者の電子メール又はＦＡＸへの当社が送信した時をもって、契約者に対する通知が完了したものとみなします。

(3)　契約者が利用申込の際又はその後に当社に届け出た契約者の住所宛に郵送して行います。
この場合は、郵便物を契約者の住所に発送した時をもって、契約者に対する通知が完了したものとみなします。

(4)　その他、当社が適切と判断する方法で行います。この場合は、当該通知の中で当社が指定した時を

もって、当該通知が完了したものとみなします。
２　本規約又は関連法令において書面による通知手続が求められている場合、前項(1)乃至(4)手続により書面に代えることができるものとします。

（法令に規定する事項）
第38条　ウイルスチェックサービスの提供又は利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

（個人情報の取扱い）
第38条の２　当社は、ウイルスチェックサービスの提供にあたり、当社が取得する個人情報の取扱いについては、当社のプライバシーポリシー（https://www.ntt.com/about-us/hp/privacy.html）に定めるところによります。
２　当社は、当社が保有している個人情報について、契約者から請求があったときは、原則として開示をします。
３　契約者は、前項の請求をし、その個人情報の開示(該当個人情報が存在しない場合に、その旨を知らせることを含みます。)を受けたときは、当社のプライバシーポリシーに定める手数料の支払いを要します。

（紛争の解決）
第39条　本規約の条項又は本規約に定めのない事項について紛議等が生じた場合、双方誠意をもって協議し、できる限り円満に解決するものとします。

（閲覧）
第40条　この規約において、当社が別に定めることとしている事項については、当社は閲覧に供します。

第10章　附帯サービス

（利用権に関する事項の証明）
第41条　当社は、利害関係人から請求があったときは、利用権に関する次の事項を、当社の帳簿（電磁的記録により調整したものを含みます。）に基づき証明します。
ただし、証明の請求のあった事項が過去のものであるときは、証明できないことがあります。
ア　ウイルスチェック契約の申込みの承諾年月日
イ　ウイルスチェック契約者（ウイルスチェック契約者の地位の承継があった場合において、地位を承継した者が複数となるときは、第11条の規定による代表者とします。）の氏名、名称又は住所若しくは居所
ウ 利用権の譲渡の承認の請求があったときは、その受付年月日及び受付番号
エ 利用権の移転があったときは、その効力が発生した年月日
オ　差押（滞納処分（国税徴収法（昭和34年法律第147号）による滞納処分及びその例による滞納処分をいいます。）によるものの場合にあっては、参加差押を含みます。）、仮差押又は仮処分の通知があったときは、その受付年月日及び受付番号
２　利害関係人が前項の規定による請求を行うときは、証明を受けたい事項を当社所定の書面に記入のうえ、契約事務を行うウイルスチェックサービス取扱所に提出していただきます。

料金表

通則

（料金の計算方法等）

１　当社は、契約者がその契約に基づき支払う料金のうち、利用料金は料金月に従って計算します。

２　当社は、次の場合が生じたときは、利用料金をその利用日数に応じて日割します。

ただし、料金表の適用において別段の定めがある場合には、この限りではありません。

(1)　料金月の初日以外の日にウイルスチェックサービスの提供の開始又は契約の解除があったとき。

(2)料金月の初日にウイルスチェックサービスの提供の開始を行い、その日にその契約の解除があったとき。

(3)　第33条（利用料金の支払義務）第３項第３号の表の規定に該当するとき。

３　利用料金の日割は暦日数により行い、５の規定による利用料の日割は料金月の日数により行います。この場合、第33条第３項の表の１欄に規定する料金の算出に当たっては、その日数計算の単位となる24時間をその開始時刻が属する日とみなします。

４　利用料金のうち利用料については、当社は、特別の事情がある場合は、あらかじめ契約者の承諾を得て、３の規定にかかわらず、２以上の料金月分まとめて計算し、それらの料金月のうち最終料金月以外の料金については、それぞれ概算額とすることがあります。この場合の精算は、最終料金月において行います。

５　当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、２に規定する料金月の起算日を変更することがあります。

（端数処理）

６　当社は、料金その他の計算において、その計算結果に１円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

（料金等の支払い）

７　契約者は、料金及び工事に関する費用について、当社が定める期日までに、当社が指定するウイルスチェックサービス取扱所又は金融機関等において支払っていただきます。

８　料金及び工事に関する費用は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

（料金等の一括後払い）

９　当社は、当社に特別の事情がある場合は、７及び８の規定にかかわらず、契約者の承諾を得て、２月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

（前受金）

10当社は、料金又は工事に関する費用について、契約者が希望される場合には、当社が別に定める条件に従って、あらかじめ前受金を預かることがあります。

（注）　10に規定する当社が別に定める条件とは、前受金には利息を付さないことを条件として預かることとします。

（消費税相当額の加算）

11第33条（利用料金の支払い義務）から第34条（工事費の支払い義務）までの規定その他この約款の規定により料金表に定める料金又は工事に関する費用の支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める額（税抜価格（消費税相当額を加算しない額とします。以下同じとします。）に基づき計算された額とします。）に消費税相当額を加算した額とします。

上記算定方法により、支払いを要することになった額は、料金表に表示された額（税込価格（消費税相当額を加算した額とします。以下同じとします。））の合計と異なる場合があります。

（注）この料金表に規定する料金額は、税抜価格とします。なお、かっこ内の料金額は、税込価格を表示します。

第１表　料金

１　削除

２　削除

３　削除

４　削除

５　削除

６　削除

７ 第７種契約に係るもの

７－１ 適用

(1) 当社は、１の第７種契約ごとに７－２（料金額）に規定した基本額を適用します。

(2) 第７種ウイルスチェックサービスにおいて利用することができる電子メールのサーバソフトウェアは、Postfix とします。

(3)第７種契約者は、次の場合、第７種ウイルスチェックサービスの利用ができないことがあります。

ア　第７種契約者が（2）に定めるサーバソフトウェア以外のソフトウェアを利用した場合。

イ　main.cf ファイルを第７種契約者が自ら変更した場合。

(4) 当社は、(3)の規定により、その第７種ウイルスチェックサービスを利用することができなかったことにより発生した損害について負担しないものとします。

７－２　料金額

区　　分	単　　位	料金額
基本額	１の契約ごとに月額	11,500 円（12,650 円）

第２表 工事に関する費用 （工事費） １ 適用

区分	内容
(1) 工事費の算定	工事費は、施工した工事に係るネットワーク工事費を合計して算定します。
(2) ネットワーク工事費の適用	ウイルスチェックサービスに設置されるサーバ等の設備において工事を要する場合に適用します。
(3)ウイルスチェックサービスの利用の開始に関する工事における特例	ウイルスチェックサービスの利用の開始に関する工事とホスティングサービスの利用の開始に関する工事を同時に施工する場合の工事費の額は、２（工事費の額）の規定にかかわらず、ＩＰ通信網サービス契約約款の料金表第２表（工事に関する費用）に定めるところによるものとします。
(4) 工事費の減額適用	当社は、(1)又は(2)欄の規定による場合のほか、２（工事費の額）の規定にかかわらず、工事の態様等を勘案して、その工事費の額を減額して適用することがあります。

２　工事費の額

区　　分		単　　位	工事費の額
ネットワーク工事費	（ア） 削除	削除	削除
	（イ）削除	削除	削除
	（ウ）削除	削除	削除
	（エ） 第７種契約の利用の開始に関する工事の場合	１の工事ごとに	4,000 円（4,400 円）

附　則
　この規約は、平成13年５月11 日から実施します。
ただし、料金額については、平成13年７月１日より適用します。

附　則
（実施期日）
１　この改正規定は、平成14年６月19日より実施します。
　ただし、第２種契約に係る料金の適用については、平成14年９月１日より適用することとします。
（経過措置）
２　この規約実施の際現に、旧規約の規定により締結している次の表の左欄の契約については、この規約実施の日において、それぞれこの規約の規定により当社が締結した同表の右欄の契約に移行したものとします。

ウイルスチェック契約	第１種契約

３　この改正規定実施前にその事由が生じたウイルスチェックサービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前の通りとします。
４　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかったウイルスチェックサービスに関する料金その他の債務については、なお従前の通りとします。

附　則
（実施期日）
　この改正規定は、平成 14 年９月 25 日より実施します。
　　ただし、この改正規定中、次に掲げる部分については、それぞれ次に掲げる日から実施します。
　(1)　第３種契約の追加に係る部分平成 14 年 10 月２日
　(2)　第３種契約の利用料金の適用に係る部分平成 15 年１月１日

附　則
（実施期日）
１　この改正規定は、平成 15 年２月１日より実施します。
　　ただし、平成 15 年 2 月 1 日から平成 15 年 4 月 30 日の間に、第２種契約の申込みをした者に係る工事料金については、当該申込みに係る料金の適用をしないものとします。
（経過措置）
２　この改正規定実施前にその事由が生じた第２種契約に関する損害賠償の取扱いについては、なお従前の通りとします。
３　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった第２種契約に関する料金その他の債務については、なお従前の通りとします。

附　則
（実施期日）
　この改正規定は、平成15年11月４日より実施します。
　ただし、この改正規定中、第４種ウイルスチェックサービスのカテゴリー１に係る利用料金については、平成16年２月１日から適用します。

附　則
（実施期日）
　この改正は、平成 16 年２月１日より実施します。

附　則
（実施期日）
この改正は、平成 16 年４月１日より実施します。

附　則
（実施期日）
１　この改正規定は、平成 17 年1月 17 日より実施します。
２　平成 17 年１月 17 日から平成 17 年３月 31 日までの間にＩＰ通信網サービス契約約款に規定する、第 １種ホスティングサービスのメールホスティングサービス、メール・ウェブホスティングサービス（タイプ１のプラン２からプラン４に限ります。）又は第２種ホスティングサービス（カテゴリー１のものに限ります。）の利用の開始と同時に第１種契約、第３種契約又は第４種契約（カテゴリー１のものに限ります。）の申込みの請求を行った場合であって、その利用の開始が平成 17 年４月 28 日までに行われた場合には、料金表第２表に規定する工事費から次の額を減額して適用します。

減額の対象		減額される料金額
第１種契約	基本工事費	1,000円（1,050円）
	利用の開始に関わる工事費	1,000円（1,050円）
第３種契約	基本工事費	1,000円（1,050円）
	利用の開始に関わる工事費	1,000円（1,050円）
第４種契約	基本工事費	1,000円（1,050円）
	利用の開始に関わる工事費	3,000円（3,150円）

附　則
（実施期日）
この改正規定は、平成 17 年４月１日から実施します。

附　則
（実施期日）
１　この改正規定は、平成 17 年６月 15 日から実施します。
２　平成 17 年６月 15 日から平成 17 年９月 30 日までの間にＩＰ通信網サービス契約約款に規定する、第 １種ホスティングサービスのメールホスティングサービス、メール・ウェブホスティングサービス（タイプ１のプラン５からプラン７に限ります。）又は第２種ホスティングサービス（カテゴリー１のものに限ります。）の利用の開始と同時に第１種契約、第３種契約又は第４種契約（カテゴリー１のものに限ります。）の申込を行った場合であって、その利用の開始が平成 17 年 10 月 31 日までに行われた場合には、料金表第２表に規定する工事費から次の額を減額して適用します。

減額の対象		減額される料金額
第１種契約	基本工事費	1,000円（1,050円）
	利用の開始に関わる工事費	1,000円（1,050円）
第３種契約	基本工事費	1,000円（1,050円）
	利用の開始に関わる工事費	1,000円（1,050円）
第４種契約	基本工事費	1,000円（1,050円）
	利用の開始に関わる工事費	3,000円（3,150円）

附　則（平成 17 年7月 27 日 BB ｻ第 70 号）
（実施期日）
１　この改正規定は、平成 17 年７月１日から実施します。
（経過措置）

２　この附則実施の際現に、ウイルスチェックサービス利用規約で提供する次の表の左欄の契約者は、当社が提供するメールゲートウェイサービス利用規約の規定により、同表の右欄の契約を開始するものとします。

ウイルスチェックサービス利用規約 第２種契約	メールゲートウェイサービス利用規約 メールゲートウェイ契約

３　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前の通りとします。

４　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前の通りとします。

附　則（平成 18 年２月 24 日 BB マ第 318 号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成 18 年３月１日から実施します。

２　平成 18 年３月１日から平成 18 年５月 31 日までの間にＩＰ通信網サービス契約約款に規定する、第１種ホスティングサービスのメール・ウェブホスティングサービス（タイプ１のプラン５からプラン７に係るものに限ります。）又は第２種ホスティングサービス（カテゴリー１のものに限ります。）の利用の開始と同時に第３種契約又は第４種契約（カテゴリー１のものに限ります。）の申込を行った場合であって、当社がその申込を承諾し、その利用の開始が平成 18 年６月 30 日までに行われた場合には、料金表第２表に規定する工事費の額のうち、次表に掲げるものについて適用しません。

区分		料金額
第３種契約	基本工事費	1,000円（1,050円）
	利用の開始に関わる工事費	1,000円（1,050円）
第４種契約	基本工事費	1,000円（1,050円）
	利用の開始に関わる工事費	3,000円（3,150円）

附　則（平成 18 年２月 24 日 BB マ第 318 号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成 18 年３月 24 日から実施します。

２　平成 18 年３月 24 日から平成 18 年５月 31 日までの間にＩＰ通信網サービス契約約款に規定する、第３種ホスティングサービスの利用の開始と同時に第５種契約の申込を行った場合であって、当社がその申込を承諾し、その利用の開始が平成 18 年６月 30 日までに行われた場合には、料金表第２表に規定する工事費の額のうち、次表に掲げるものについて適用しません。

区分		料金額
第５種契約	基本工事費	1,000円（1,050円）
	利用の開始に関する工事の場合	1,000円（1,050円）

３　平成 18 年３月 24 日から平成 18 年５月 31 日までの間にＩＰ通信網サービス契約約款に規定する、第１種ホスティング契約者（メール・ウェブホスティングサービスのプラン２に係るものに限ります。）からの第１種ホスティングサービス（メール・ウェブホスティングサービスのプラン６若しくはプラン７に係るものに限ります。）への区分の変更の請求、又は第１種ホスティング契約者（メール・ウェブホスティングサービスのプラン３に係るものに限ります。）からの第１種ホスティングサービス（メール・ウェブホスティングサービスのプラン７に係るものに限ります。）への区分の変更の請求と同時に第３種契約の申込又は区分の変更の請求を行った場合であって、当社がその申込又は区分の変更の請求を承諾し、その利用の開始又は区分の変更が平成 18 年６月 30 日までに行われた場合には、料金表第２表に規定する工事費の額のうち、次表に掲げるものについて適用しません。

区分	料金額

第３種契約	基本工事費	1,000円（1,050円）
	利用の開始に関する工事の場合	1,000円（1,050円）
	区分の変更に係る工事の場合	1,000円（1,050円）

附　則（平成 18 年９月 13 日 BB ﾌﾞ第 258 号）
（実施期日）
この改正規定は、平成 18 年９月 16 日から実施します。

附　則（平成 18 年 10 月 31 日 BB ﾌﾞ第 352 号）
（実施期日）
１　この改正規定は、平成 18 年 12 月 15 日から実施します。
（経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
３　この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附　則（平成 19 年１月 29 日 BB ﾏ第 376 号）
（実施期日）
１　この改正規定は、平成 19 年２月１日から実施します。
２　平成 19 年２月１日から平成 19 年５月 31 日までの間にＩＰ通信網サービス契約約款に定める第１種ホスティングサービスのメールホスティングサービス若しくはメール・ウェブホスティングサービス（タイプ１のプラン５からプラン７までのものに限ります。）、第２種ホスティングサービス又は第３種ホスティングサービスの利用の開始と同時に第１種契約、第３種契約、第４種契約又は第５種の申込を行った場合であって、当社がその申込を承諾し、その利用の開始が平成 19 年６月 29 日までに行われた場合には、料金表第２表に規定する工事費の額のうち、次表に掲げるものについて適用しません。

区分		料金額
第１種契約	基本工事費	1,000円（1,050円）
	利用の開始に関する工事の場合	1,000円（1,050円）
第３種契約	基本工事費	1,000円（1,050円）
	利用の開始に関する工事の場合	1,000円（1,050円）
第４種契約	基本工事費	1,000円（1,050円）
	利用の開始に関する工事の場合	3,000円（3,150円）
第５種契約	基本工事費	1,000円（1,050円）
	利用の開始に関する工事の場合	1,000円（1,050円）

附　則（平成 19 年３月 26 日 BB ﾌﾞ第 586 号）
（実施期日）
１　この改正規定は、平成 19 年４月 17 日から実施します。
２　平成 19 年４月 17 日から平成 19 年６月 29 日までの間に第３種契約又は第５種の申込みを行った場合であって、当社がその申込みを承諾し、その利用の開始又は種類又は区分の変更等が平成 19 年７月 31日までに行われた場合には、料金表第２表に規定する工事費の額のうち、次表に掲げるものについて適用しません。

区分		料金額
基本工事費		1,000円（1,050円）
交換機等工事費	第３種契約の利用の開始に関する工事の場合	1,000円（1,050円）

	第１種、第３種又は第５種契約に係る種類の変更に係る工事の場合	1,000円（1,050円）
	第５種契約の利用の開始に関する工事の場合	1,000円（1,050円）

３　平成 19 年４月 17 日から平成 19 年６月 29 日までの間にＩＰ通信網サービス契約約款に規定する、第 1 種ホスティングサービス（メールホスティングサービスに係るものに限ります。）の利用の開始と同時に第１種契約の申込を行った場合であって、当社がその申込を承諾し、その利用の開始が平成 19 年７月 31 日までに行われた場合には、料金表第２表に規定する工事費の額のうち、次表に掲げるものについて適用しません。

区分		料金額
基本工事費		1,000円（1,050円）
交換機等工事費	第１種契約の利用の開始に関する工事の場合	1,000円（1,050円）

附　則（平成 19 年４月 27 日 BB ﾌﾞ第 700031 号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成 19 年５月８日から実施します。

２　平成 19 年５月８日から平成 19 年６月 29 日までの間に第４種契約の申込みを行った場合であって、当社がその申込みを承諾し、その利用の開始又は種類又は区分の変更等が平成 19 年７月 31 日までに行われた場合には、料金表第２表に規定する工事費の額のうち、次表に掲げるものについて適用しません。

区分		料金額
基本工事費		1,000円（1,050円）
交換機等工事費	第４種契約の利用の開始に関する工事の場合	3,000円（3,150円）

附　則（平成 19 年６月 14 日 BB ﾌﾞ第 700149 号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成 19 年６月 15 日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

２　この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わねばならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（損害賠償に関する経過措置）

３　この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附　則（平成 20 年１月 15 日 BB サ第 700453 号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成 20 年１月 16 日から実施します。

（経過措置）

２　この附則の３から５までの料金の適用については、平成 20 年１月 16 日から平成 20 年 12 月 26 日までの間に１の者から当社所定の申込書により請求があったものであって当社が承諾したものに限り適用します。

３　当社は、次に掲げる□から□までの契約を全て当社と締結している場合に限り、その第３種契約に係る利用料金について、料金表第１表の規定にかかわらず、次表に規定する料金額を適用します。この場合において、料金の適用は１の契約の組み合わせ毎に１の適用とします。

(1)　当社のＩＰ通信網サービス契約約款に規定する第７種契約（カテゴリーＳに係るものに限ります。）

(2)　当社のＩＰ通信網サービス契約約款に規定する第１種ホスティング契約（メール・ウェブホスティ

ングサービスのプラン１のタイプ５、タイプ６又はタイプ７に係るものに限ります。以下、この附則において同じとします。）

(3) 第３種契約（□の契約に対応するものに限ります。以下、この附則において同じとします。）

(4) 当社の迷惑メールフィルタリングサービス利用規約に規定する迷惑メールフィルタリング契約（□の契約に対応するものに限ります。）

第３種契約に係るもの

区　分	単　位	料　金　額
プラン４	１の契約ごとに月額	1,000円（1,050円）
プラン５	１の契約ごとに月額	3,000円（3,150円）
プラン６	１の契約ごとに月額	6,000円（6,300円）

４　当社は、この附則の３に規定する料金額については、この附則の３に掲げる□から□までの契約に係る全てのサービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から起算してそれらの契約のうち１以上を解除（第１種ホスティング契約の種類の利用の廃止を含みます。）した日を含む料金月まで適用します。

ただし、それらの契約について全て同時に申込があった場合であって同時に提供を開始したときのこの附則の３に規定する料金額の起算日については、それらの契約に係るサービスの提供を開始した日とします。

５　当社は、この附則の３に掲げる契約を全て同時に申込んだ場合であって、当社がその申込を承諾したときは、第３種契約に係る料金表第２表に規定する工事費を適用しません。

６　この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

７　この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附　則（平成 20 年1月 28 日 BB マ第 700636 号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成 20 年２月１日から実施します。

２　平成 20 年２月１日から平成 20 年４月 30 日までの間にホスティングサービス（第１種ホスティングサービス（メールホスティングサービス又はメール・ウェブホスティングサービス（タイプ１のプラン５からプラン７までのものに限ります。）に限ります。）、第２種ホスティングサービス又は第３種ホスティングサービスに限ります。）の契約申込と同時にウイルスチェック契約（オンラインスキャンプログラム契約を除きます。以下この附則において同じとします。）の申込を行った場合であって、当社がその申込を承諾し、その利用の開始が平成 20 年５月 30 日までに行われるときには、料金表第２表に規定する工事費の額のうち、次表に掲げるものについて適用しません。

区分	
基本工事費	
交換機等工事費	第１種契約の利用の開始に関する工事の場合
	第２種契約の利用の開始に関する工事の場合
	第３種契約の利用の開始に関する工事の場合
	第４種契約の利用の開始に関する工事の場合

３ 平成 20 年２月１日から平成 20 年４月 30 日までの間にホスティング契約者（第１種ホスティングサービス（メール・ウェブホスティングサービス（タイプ１のプラン５からプラン７までのものに限ります。）に限ります。）、第２種ホスティングサービス又は第３種ホスティングサービスに係る者に限ります。）がウイルスチェック契約の申込を行った場合であって、当社がその申込を承諾し、その利用の開始が平成 20 年５月 30 日までに行われるときには、料金表第２表に規定する工事費のうち、次表に掲げるものについて適用しません。

区分
基本工事費

交換機等工事費	第１種契約の利用の開始に関する工事の場合
	第２種契約の利用の開始に関する工事の場合
	第３種契約の利用の開始に関する工事の場合
	第４種契約の利用の開始に関する工事の場合

附　則（平成 20 年３月 26 日　ＢＢサ第 700596 号）
（実施時期）
１　この改正規定は、平成 20 年４月１日から適用します。
（経過措置）
２　この改正規定実施の際現に、次に掲げるものに該当すると当社が認める場合の工事費の適用については、次のとおりとします。
(1)　従前の工事費を適用するもの
ア　平成 20 年３月 31 日までに当社に契約の申込みがなされた場合であって、当社が承諾したもの イ　契約締結前であるが、落札公告や正式な見積り等により、工事費の額の適用について外観として当社の意思表示が明確であるもの（□に該当する場合を除きます。）
(2)　別に合意した工事費の額を適用するもの
ア　工事内容の実態に応じた工事費の算定方法について、別に当社と契約者との間で合意がなされているもの
イ　契約締結前であるが、落札公告や正式な見積り等により、工事費の額の適用について外観として当社の意思表示が明確であるもの
３　この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
４　この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。
５　BB マ第 700636 号（平成 20 年１月 28 日）の附則の２の表を次のとおり改めます。

	区分
ネットワーク工事費工事費	第１種契約の利用の開始に関する工事の場合
	第３種契約の利用の開始に関する工事の場合
	第４種契約の利用の開始に関する工事の場合
	第５種契約の利用の開始に関する工事の場合

６　BB マ第 700636 号（平成 20 年１月 28 日）の附則の３の表を次のとおり改めます。

	区分
ネットワーク工事費	第１種契約の利用の開始に関する工事の場合
	第３種契約の利用の開始に関する工事の場合
	第４種契約の利用の開始に関する工事の場合
	第５種契約の利用の開始に関する工事の場合

附　則（平成 20 年４月 28 日　ＢＢマ第 700636-1 号）
（実施期日）
１　この改正規定は、平成 20 年５月１日から実施します。
２　当社は、ＢＢマ第 700636 号（平成 20 年１月 28 日）の附則の２中「平成 20 年４月 30 日」を「平成 20 年７月 31 日」に、「平成 20 年５月 30 日」を「平成 20 年８月 29 日」に改めます。

附　則（平成 20 年 11 月 28 日　ＢＢマ第 800620 号）
（実施期日）
１　この改正規定は、平成 20 年 12 月４日から実施します。
２　平成 20 年 12 月４日から平成 21 年５月 29 日までの間に、当社が定めるＩＰ通信網サービス契約約款

に規定する第１種ホスティングサービス（メール・ウェブホスティングサービスに係るものについてはタイプ１のプラン５からプラン７までのものに限ります。）又は第３種ホスティングサービスに係る契約の申込み（第１種ホスティングサービスの場合は種類の利用の追加を含みません。）と同時にウイルスチェック契約（オンラインスキャンプログラム契約を除きます。）の申込みを行った場合であって、当社がその申込みを承諾し、その利用の開始が平成 21 年６月 30 日までに行われるときには、料金表第２表（工事に関する費用（工事費）に規定するネットワーク工事費を適用しません。

３　前項の場合において、料金表第２表１（適用）の□欄に規定するウイルスチェックサービスの利用の開始に関する工事における特例は適用しません。

附　則（平成 20 年 12 月 25 日　ＢＢサ第 800378 号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成 21 年１月５日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施の際現に、改正前の規定によりＢＢサ第 700453 号（平成 20 年１月 15 日）の附則の ２、３、４及び５が適用されていた契約は、この改正規定実施の日より、それぞれこの改正規定が適用される契約とみなして取り扱います。

３　この改正規定実施前より、ＢＢサ第 700453 号（平成 20 年１月 15 日）の附則の２、３、４及び５が適用されていた契約に係る料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

４　この改正規定実施前より、ＢＢサ第 700453 号（平成 20 年１月 15 日）の附則の２、３、４及び５が適用されていた契約に係る損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

（その他）

５　ＢＢサ第 700453 号（平成 20 年１月 15 日）の附則の２、３、４及び５を削除します。

附　則（平成 21 年１月 22 日　ＢＢサ第 800397 号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成 21 年１月 26 日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施の際現に、当社が改正前の規定により提供している次表の左欄のウイルスチェックサービスは、この改正規定実施の日において、それぞれの同表の右欄のウイルスチェックサービスとみなして取り扱います。

第４種ウイルスチェックサービス カテゴリー１ タイプ１ プラン１ カテゴリー１ タイプ１ プラン２ カテゴリー１ タイプ１ プラン３	第４種ウイルスチェックサービス タイプ１ プラン１ タイプ１ プラン２ タイプ１ プラン３

３ この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

４ この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

５　平成 21 年１月 26 日から平成 21 年５月 29 日までの間に、第４種ホスティングサービスと同時にウイルスチェック契約（オンラインスキャンプログラム契約を除きます。）の申込みを行った場合であって、当社がその申込みを承諾し、その利用の開始が平成 21 年６月 30 日までに行われるときには、料金表第

２表（工事に関する費用　（工事費）に規定するネットワーク工事費を適用しません。
６　前項の場合において、料金表第２表１（適用）の□欄に規定するウイルスチェックサービスの利用の開始に関する工事における特例は適用しません。

附　則（平成 21 年6月 30 日　ＢＢマ第 900106 号）
（実施期日）
１　この改正規定は、平成 21 年７月１日から実施します。
２　平成 21 年７月１日から平成 21 年 12 月 25 日までの間に、第１種ホスティングサービス（メール・ウェブホスティングサービスに係るものについてはタイプ１のプラン５からプラン７までのものに限ります。）、第３種ホスティングサービス又は第４種ホスティングサービスに係る契約の申込み（第１種ホスティングサービスの場合は種類の利用の追加を含みません。）と同時にウイルスチェック契約（オンラインスキャンプログラム契約を除きます。）の申込みを行った場合であって、当社がその申込みを承諾し、その利用の開始が平成 22 年１月 29 日までに行われるときには、料金表第２表（工事に関する費用　（工事費）に規定するネットワーク工事費を適用しません。
３　前項の場合において、料金表第２表１（適用）の□欄に規定するウイルスチェックサービスの利用の開始に関する工事における特例は適用しません。

附　則（平成 22 年2月 10 日　ＢＮＳ販第 900526 号）
（実施期日）
１　この改正規定は、平成 22 年２月 16 日から実施します。
２　契約者が、平成 22 年２月 16 日から平成 22 年５月 31 日までの間に、第１種ホスティングサービス（メールホスティングサービスに係るものに限ります。）、第３種ホスティングサービス又は第４種ホスティングサービスに係る契約の申込みと同時にウイルスチェック契約（オンラインスキャンプログラム契約を除きます。）の申込を行った場合であって、当社がその申込みを承諾し、その利用の開始が平成 22 年６月 30 日までに行われるとき（契約者の責めによらない理由により利用を開始できなかったときを除きます。）は、料金表第２表（工事に関する費用（工事費））に規定するネットワーク工事費を適用しません。
３　前項の場合において、料金表第２表１（適用）の□欄に規定するウイルスチェックサービスの利用の開始に関する工事における特例は適用しません。

附　則（平成 22 年6月 28 日　ＢＮＳネサ第 000053 号）
（実施期日）
この改正規定は、平成 22 年７月 31 日から実施します。

附　則（平成 22 年７月１日　ＢＮＳ販第 000233 号）
（実施期日）
１　この改正規定は、平成 22 年８月１日から実施します。
２　契約者が、平成 22 年８月１日から平成 22 年 12 月 28 日までの間に、第１種ホスティングサービス（メールホスティングサービスに係るものに限ります。）、第３種ホスティングサービス又は第４種ホスティングサービスに係る契約の申込みと同時にウイルスチェック契約（オンラインスキャンプログラム契約を除きます。）の申込を行った場合であって、当社がその申込みを承諾し、その利用の開始が平成 23 年１月 31 日までに行われるとき（契約者の責めによらない理由により利用を開始できなかったときを除きます。）は、料金表第２表（工事に関する費用（工事費））に規定するネットワーク工事費を適用しません。
３　前項の場合において、料金表第２表１（適用）の□欄に規定するウイルスチェックサービスの利用の開始に関する工事における特例は適用しません。

附　則（平成 22 年 12 月 21 日　ＢＮＳ販第 000541 号）
（実施期日）
１　この改正規定は、平成 23 年２月１日から実施します。
（経過措置）
２　契約者が、平成 23 年２月１日から平成 23 年６月 30 日までの間に、第１種ホスティングサービス（メールホスティングサービスに係るものに限ります。）又は第４種ホスティングサービスに係る契約の申込みと同時にウイルスチェック契約（オンラインスキャンプログラム契約を除きます。）の申込を行った場合であって、当社がその申込みを承諾し、その利用の開始が平成 23 年７月 29 日までに行われるとき（契約者の責めによらない理由により利用を開始できなかったときを除きます。）は、料金表第２表（工事に関する費用（工事費））に規定するネットワーク工事費を適用しません。
３　前項の場合において、料金表第２表１（適用）の□欄に規定するウイルスチェックサービスの利用の開始に関する工事における特例は適用しません。

附　則（平成 23 年６月 17 日　ＢＮＳネサ第 100052 号）
（実施期日）
この改正規定は、平成 23 年６月 20 日から実施します。

附　則（平成 23 年７月 12 日　ＢＮＳ販第 100190 号）
（実施期日）
１　この改正規定は、平成 23 年８月１日から実施します。
（経過措置）
２　平成 23 年８月１日から平成 23 年 12 月 28 日までの間に、ＩＰ通信網サービス契約約款に定める第１種ホスティングサービス（メールホスティングサービスに係るものに限ります。以下、この附則において同じとします。）又は第４種ホスティングサービスに係る契約の申込みと同時にその第１種ホスティングサービス又は第４種ホスティングサービスに係るウイルスチェック契約（オンラインスキャンプログラム契約を除きます。）の申込みがあった場合であって、当社がその申込みを承諾し、その利用の開始が平成 24 年１月 31 日までに行われるとき（ＩＰ通信網サービス契約約款に定めるホスティング契約者の責めによらない理由により利用を開始できなかったときを除きます。）は、料金表第２表（工事に関する費用（工事費））に規定するネットワーク工事費を適用しません。
３　前項の場合において、料金表第２表１（適用）の□欄に規定するウイルスチェックサービスの利用の開始に関する工事における特例は適用しません。

附　則（平成 24 年１月 28 日　ＡＣア第 100949 号）
（実施期日）
１　この改正規定は、平成 24 年２月１日から実施します。
（経過措置）
２　平成 24 年２月１日から平成 24 年６月 29 日までの間に、ＩＰ通信網サービス契約約款に定める第４種ホスティングサービスに係る契約の申込みと同時にその第４種ホスティングサービスに係るウイルスチェック契約（オンラインスキャンプログラム契約を除きます。）の申込みがあった場合であって、当社がその申込みを承諾し、その利用の開始が平成 24 年７月 31 日までに行われるとき（ウイルスチェック契約者の責めによらない理由により利用を開始できなかったときはこの限りでありません。）は、料金表第　２表（工事に関する費用（工事費））に規定するネットワーク工事費を適用しません。
３　前項の場合において、料金表第２表１（適用）の□欄に規定するウイルスチェックサービスの利用の開始に関する工事における特例は適用しません。

附　則　（平成 24 年２月 27 日　ＡＣア第 101187 号）
（実施期日）

１　この改正規定は、平成 24 年３月１日から実施します。
（経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い又は支払わねばならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
３　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附　則　（平成 24 年7月 26 日　ＡＣア第 200616 号）
（実施期日）
１　この改正規定は、平成 24 年８月１日から実施します。
（経過措置）
２　平成 24 年８月１日から平成 24 年 12 月 28 日までの間に、ＩＰ通信網サービス契約約款に定める第４種ホスティングサービスに係る契約の申込みと同時にその第４種ホスティングサービスに係るウイルスチェック契約（オンラインスキャンプログラム契約を除きます。）の申込みがあった場合であって、当社がその申込みを承諾し、その利用の開始が平成 25 年１月 31 日までに行われるとき（ウィルスチェック契約者の責めによらない理由により利用を開始できなかったときはこの限りでありません。）は、料金表第２表（工事に関する費用（工事費））に規定するネットワーク工事費を適用しません。
３　附則２の場合において、料金表第２表１（適用）の□欄に規定するウイルスチェックサービスの利用の開始に関する工事における特例は適用しません。

附　則　（平成 25 年1月 30 日　ＡＣア第 201674 号）
（実施期日）
１　この改正規定は、平成 25 年２月１日から実施します。
（経過措置）
２　平成 25 年２月１日から平成 25 年６月 28 日までの間に、ＩＰ通信網サービス契約約款に定める第４種ホスティングサービスに係る契約の申込みと同時にその第４種ホスティングサービスに係るウイルスチェック契約（オンラインスキャンプログラム契約を除きます。）の申込みがあった場合であって、当社がその申込みを承諾し、その利用の開始が平成 25 年７月 31 日までに行われるとき（ウィルスチェック契約者の責めによらない理由により利用を開始できなかったときはこの限りでありません。）は、料金表第　２表（工事に関する費用（工事費））に規定するネットワーク工事費を適用しません。
３　附則２の場合において、料金表第２表１（適用）の□欄に規定するウイルスチェックサービスの利用の開始に関する工事における特例は適用しません。

附　則　（平成 25 年5月 28 日　ＡＣサ第 300258 号）
（実施期日）
１　この改正規定は、平成 25 年5月 29 日から実施します。
（経過措置）
２　平成 25 年５月 29 日から平成 25 年９月 30 日までの間に、ＩＰ通信網サービス契約約款に定める第８種ホスティングサービスに係る契約の申込みと同時にその第８種ホスティングサービスに係るウイルスチェック契約（オンラインスキャンプログラム契約を除きます。）の申込みがあった場合であって、当社がその申込みを承諾し、その利用の開始が平成 25 年 10 月 31 日までに行われるとき（ウィルスチェック契約者の責めによらない理由により利用を開始できなかったときはこの限りでありません。）は、料金表第２表（工事に関する費用（工事費））に規定するネットワーク工事費を適用しません。
３　附則２の場合において、料金表第２表１（適用）の□欄に規定するウイルスチェックサービスの利用の開始に関する工事における特例は適用しません。

附　則　（平成 26 年３月１１日　ＡＣ企第 300165 号）

（実施期日）
この改正規定は、平成 26 年４月１日から実施します。

附　則（平成 26 年5月 22 日 ＡＣサ第 400223 号）
（実施期日）
１　この改正規定は、平成 26 年 7 月 1 日から実施します。
（経過措置）
２　平成 26 年 7 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの間に、ＩＰ通信網サービス契約約款に定める第２種ホスティング契約者、または第４種ホスティング契約者の内、メール・ウェブホスティングサービスの利用者から第８種ホスティング契約の申込と同時にその第８種ホスティングサービスに係る本契約の申込みがあった場合であって、当社がその申込みを承諾し、その利用の開始が平成 27 年 3 月 31 日までに行われるとき（本契約者の責めによらない理由により利用を開始できなかったときはこの限りでありません。）は、料金表第２表（工事に関する費用（工事費））に規定するネットワーク工事費を適用しません。
３　附則２の場合において、料金表第２表１（適用）□の規定は適用しません。

附　則（平成 26 年８月１日 ＡＣサ第 400658 号）
（実施期日）
１　この改正規定は、平成 26 年８月 1 日から実施します。
（経過措置）
２　平成 26 年８月１日から平成 27 年 3 月 31 日までの間に、ＩＰ通信網サービス契約約款に定める第２種ホスティング契約者、または第４種ホスティング契約者から第８種ホスティングサービスに係る本契約の申込みがあった場合であって、当社がその申込みを承諾し、その利用の開始が平成 27 年 3 月 31 日までに行われるとき（本契約者の責めによらない理由により利用を開始できなかったときはこの限りでありません。）は、料金表第２表（工事に関する費用（工事費））に規定するネットワーク工事費を適用しません。
３　附則２の場合において、料金表第２表１（適用）□の規定は適用しません。

附　則（平成 26 年９月 30 日　ＡＣサ第 400917 号）
（実施期日）
１　この改正規定は、平成 26 年 10 月１日から実施します。
（契約に関する経過措置）
２　この改正規定実施の際現に、当社が改定前の規定により締結している第３種契約の内、当社のＩＰ通信網サービス契約約款に定める第５種ホスティングサービス、第７種ホスティングサービス若しくは第 ８種ホスティングサービス又は当社以外の事業者が提供するサービス（当社のホスティングサービスと同等と当社が認めたものに限ります。）の利用開始にあたり、その第３種契約に係る電気通信回線設備を直ちに廃止できないと当社が認める場合であって、あらかじめその契約者と当社とで廃止日について合意できているときは、平成 26 年 10 月 31 日を期限として、その契約に係る取扱いについては、従前のとおりとします。
（料金等の支払いに関する経過措置）
３　この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
（損害賠償に関する経過措置）
４　この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附　則（令和元年 9 月 11 日　ＡＣ企第 00541561 号）

（実施期日）
１　この改正規定は、令和元年 10 月 1 日から実施します。

附則（令和 2 年3 月2 日　AC サ第 00611332 号）
（実施期日）
この改訂規約は、令和 2 年 3 月 31 日から実施します。

附　則（令和 5 年11月24日　CAS２サ000400003253-01）
（実施期日）
１　この改正規定は、令和６年１月１日から実施します。
（経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
３　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（令和 6 年 12 月 24 日　CAS２サ000400010115-01）
（実施期日）
この改正規定は、令和 7 年 1 月 6 日から実施します。

附 則（令和７年６月16日　ＣＡＳ企第000400007070-01号）
（実施期日）
この改正規定は、令和７年７月１日から実施します。